

名古屋市野外教育センター条例の一部改正について

名古屋市野外教育センターの使用料の額を改定するため、名古屋市野外教育センター条例（昭和41年名古屋市条例第40号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和8年2月6日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

記

1 改正理由・内容

名古屋市野外教育センターについて、施設内での活動を妨げない限度において一般利用者が使用する場合の使用料の額を改定するものです。

2 施行期日等

- (1) 令和8年10月1日から施行します。
- (2) この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例によることとします。

3 条例案

別紙のとおり

（令和8年2月6日提出 総務部総務課）



令和8年第 号議案

名古屋市野外教育センター条例の一部改正について

名古屋市野外教育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市野外教育センター条例の一部を改正する条例

名古屋市野外教育センター条例（昭和41年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

使用区分		使用料の額		
屋内施設	宿泊室	1人1泊	1,000円	左欄の使用区分ごとに左記の額の範囲内においてそれぞれ委員会が定める額
	会議室又は 研修室	1室1日	6,000円	
		1室半日	2,250円	
		1室1時間	750円	
	体育室	全面半日	4,200円	
コート1面半日		2,000円		
屋外施設	キャンプ場	1人1泊	500円	
	野外炊事場	1人1日	250円	
	陸上競技場	半日	3,000円	
	野球場	1面半日	1,900円	
	庭球場	1面半日	1,000円	
備考				
<p>1 野外炊事場にあつては、宿泊室又はキャンプ場を使用する者は無料とする。</p> <p>2 1泊及び1日とは教育委員会規則で定める使用時間をいい、半日とは1日の使用時間をおおむね3等分して同規則で定める午前、午後又は夜間の区分のいずれかをいう。</p>				

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市野外教育センターの使用料の額を改定する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市野外教育センター条例 (抜すい)

別表

(略)			
使 用 区 分		使 用 料 の 額	
屋 内 施 設	宿 泊 室	1 人 1 泊	500円
	会 議 室 又 は 研 修 室	1 室 1 日	4,000円
		1 室 半 日	1,500円
		1 室 1 時 間	500円
	体 育 室	全 面 半 日	3,600円
コ ー ト 1 面 半 日		1,600円	
屋 外 施 設	キ ャ ン プ 場	1 人 1 泊	100円
	陸 上 競 技 場	半 日	3,000円
	野 球 場	1 面 半 日	1,900円
	庭 球 場	1 面 半 日	1,000円
備考			
1 泊及び 1 日とは教育委員会規則で定める使用時間をいい、半日とは 1 日の使用時間をおおむね 3 等分して同規則で定める午前、午後又は夜間の区分のいずれかをいう。			